

新見市障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

新見市長 戎 齊

新見市条例第 10 号

新見市障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

本市は、障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な障がい者福祉施策を推進してきました。

しかしながら、いまだ現代社会においては、音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのある人の多くは、必要な情報の取得や周囲の人たちとのコミュニケーションが困難なことから、日常的に不安を抱えて生活しています。

このような状況の下、障害者の権利に関する条約においては、コミュニケーションには、手話、文字の表示、点字、音声、平易な表現など多様な手段があると規定され、障害者基本法においてはコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められています。

さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と情報伝達やコミュニケーションについての合理的配慮が、社会の中で求められることとなりました。

そこで、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保するとともに、障がいのある人への市民の理解を促進することにより、本市の全ての人々がお互いを尊重し支え合うことで、心豊かに共生していくことができる市を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な方針を定めることにより、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及及び利用を促進し、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病を原因とする障がいその他心身の機能の障がいがある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 情報保障 障がいのある人もない人と同等に、自ら選択する言語その他のコミュニケーション手段により円滑に情報を取得でき、又は利用できる環境を整えることをいう。
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、代筆、代読、情報通信機器の使用、筆談、文字表示、点字、音訳、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図等の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。
- (4) コミュニケーション支援者 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援し、又は補助する者をいう。
- (5) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
- (6) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。
- (7) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者をいう。
- (8) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 障がいのある人もない人も情報を取得し、及びコミュニケーションを円滑に行う権利は、最大限に尊重されなければならない。

2 情報保障並びに障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解及び利用を促進するとともに、障がいのある人が円滑な情報取得及びコミュニケーション手段を利用できるようにするための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進のため、障がいのある人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備等の合理的配慮を

提供するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策
- (2) 障がいのある人もない人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣及び設置に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、施策の策定及び推進に当たっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する新見市障がい者計画との整合性を図るとともに、障がいのある人その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政措置)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。